

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標：20 観光立国を推進する
	政策の達成目標	「観光立国推進基本計画」（令和5年3月31日閣議決定） ・訪日外国人旅行消費額 早期に 年間5兆円
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	「観光立国推進基本計画」（令和5年3月31日閣議決定） ・訪日外国人旅行消費額 早期に 年間5兆円
	政策目標の達成状況	・訪日外国人旅行消費額 2020年：7,446億円 2021年：1,208億円 2022年：8,987億円
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本要望は、外国人旅行者の利便性の向上及び免税店事業者の免税販売手続の簡素化を進めることで、外国人旅行者の旅行消費額単価の引き上げや、地方も含めた免税店数の増加による購入機会の増加を通じて、外国人旅行消費額の増加に繋げるものであり、「外国人旅行者の利便性や免税店の事務負担等を踏まえつつ、引き続き効果的な不正対策を検討していく。」と記載された「令和5年度税制改正大綱」（令和4年12月16日自由民主党・公明党）の方針の実現に資する検討で、有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本要望は、外国人旅行者の利便性の向上及び免税店事業者の免税販売手続の簡素化を進めることで、外国人旅行者の旅行消費額単価の引き上げや、地方も含めた免税店数の増加による購入機会の増加を通じて、外国人旅行消費額の増加に繋げるものであり、「外国人旅行者の利便性や免税店の事務負担等を踏まえつつ、引き続き効果的な不正対策を検討していく。」と記載された「令和5年度税制改正大綱」（令和4年12月16日自由民主党・公明党）の方針の実現に資する検討で、妥当である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>2013年：5,777店（2014年4月1日時点） 2014年：18,779店（2015年4月1日時点） 2015年：35,202店（2016年4月1日時点） 2016年：40,532店（2017年4月1日時点） 2017年：44,646店（2018年4月1日時点） 2018年：50,198店（2019年4月1日時点） 2019年：54,667店（2020年3月31日時点） 2020年：54,772店（2021年3月31日時点） 2021年：52,271店（2022年3月31日時点） 2022年：53,650店（2023年3月31日時点）</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>○免税対象品目の拡大・手続簡素化（平成26年10月開始） 免税対象品目の拡大・手続簡素化により、外国人旅行消費額の大幅な拡大、消費税免税店の拡大に繋がった。</p> <p>○免税手続カウンター制度の開始（平成27年4月開始） 免税手続カウンター制度が開始され、商店街、ショッピングセンターにおける店舗の免税手続きの負担が大幅に軽減された。</p> <p>○免税販売の対象となる最低購入金額の引下げ（平成28年5月開始） 免税販売の対象となる最低購入金額の引下げにより、地方における外国人旅行消費額を拡大した。</p> <p>○「一般物品」と「消耗品」の合算（平成30年7月開始） 一定の要件の下、「一般物品」と「消耗品」の合計金額が5,000円以上となる場合も免税販売の対象とすることにより、地方における外国人旅行消費額を拡大した。</p> <p>○臨時免税店制度の創設（令和元年7月開始） 既に消費税免税店の許可を受けている事業者が、地域のお祭り等に出店する場合において、事前の手続により免税販売を可能とすることにより、地方における外国人旅行消費額を拡大した。</p> <p>○免税販売の無人化（令和3年10月1日開始） 免税店の許可要件について、従業員を介さずに免税販売手続を行うことが出来る機器を設置した場合には、免税販売手続に必要な人員の配置等を不要とする措置を講じる。</p> <p>○免税対象者の明確化（令和5年4月1日開始） 免税対象者の明確化（留学生等の免税対象からの除外）を行い、旅行者判定アプリ（デジタル庁と連携）の導入を行った。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>—</p>